

京 都 大 学 本 部 事 務 分 掌 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略) (国際交流課) 第10条 国際交流課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(5) (略) (6) 外国人研究者及び外国人留学生等に対する情報提供に関すること。 (7) 外国人留学生の各種補助に関すること。 (8) 大学の国際化の推進に関すること(企画課の所掌に属するものを除く。) (9) 国際戦略本部に関すること。 (10) その他国際交流に関する事務で企画課の所掌に属しない事務を処理すること。 (後 略)</p>	<p>(国際交流課) 第10条 (1)～(5) } (同 左) (6) 外国人研究者等に対する情報提供に関すること。 (7) 大学の国際化の推進に関すること。 (8) (同 左) (9) その他国際交流に関すること。 附 則 (令和4年8月総長裁定) この規程は、令和4年8月1日から施行し、令和4年7月1日から適用する。</p>